

一般ガス事業者等立入検査の実施結果について（平成28年度）

関東東北産業保安監督部東北支部保安課

（1）立入検査の実施について

一般ガス事業者等における法令の遵守状況及び自主保安体制の確立状況等を確認するため、毎年度、ガス事業法第47条第1項に基づく立入検査を実施している。

立入検査対象事業者の選定は、下記の基準により行っているが、検査頻度については、事業者毎に「保安状況に対する評価」を行い、その評価結果によって立入検査の実施頻度を変える方式としている。

〈 立入検査の実施基準 〉

- i. 原則5年を超えない範囲内とする
- ii. 事業の譲渡譲受があった事業者
- iii. 前年度に重大な詳報対象事故の発生した事業者
- iv. 前年度の立入検査において、改善内容を確認する必要がある事業者
- v. ガス工作物の設置状況、定期報告、事故発生状況等から必要がある事業者
- vi. その他保安上必要と認められる事業者

〈 保安状況に対する評価項目 〉

- i. 法令及び保安規程の遵守状況
- ii. 技術基準の適合状況
- iii. 事故発生状況及び事故発生時の対応状況
- iv. 経年管対策、消費者保安対策の取組状況
- v. その他

（2）立入検査の内容について

立入検査では、主に以下のⅠ～Ⅴの項目について確認している。

Ⅰ 技術基準適合状況について

- ① 製造設備の外観検査
- ② 供給設備（導管、整圧器、弁、水取器）の外観検査及び漏えい検査

Ⅱ 保安規程遵守状況

- ① 保安管理体制、ガス主任技術者の職務内容、ガス主任技術者不在時の措置等
- ② 導管理設図の整備状況（記載内容、更新状況）
- ③ 保安に関する教育及び訓練の計画及び実施状況
- ④ ガス工作物の巡視、点検及び検査の実施状況
- ⑤ ガス工作物の記載内容と実態
- ⑥ ガス工作物の修理等の実施状況
- ⑦ ガス工作物の運転操作要領の整備状況
- ⑧ 導管工事及び他工事の管理状況
- ⑨ 災害その他非常時の体制整備状況
- ⑩ ガス漏えい及び導管事故に対する措置状況
- ⑪ 経年導管の改修状況（計画及び実施状況）

Ⅲ ガス主任技術者選任状況並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務状況

- ① ガス主任技術者の選任及び職務の実施状況

Ⅳ 使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況

- ① 自主検査の実施内容、使用前検査の受検状況

Ⅴ その他法令の遵守等について

- ① 熱量、圧力及び燃焼性の測定状況、付臭の管理及び公害防止の状況等
- ② 消費機器に関する周知及び調査の実施状況

(3) 立入検査の結果について

平成28年度は以下の7項目を重点確認項目とし、14事業者（表1参照）に対して実施した。

- ・経年管（特にねずみ鋳鉄管）対策及び漏えい検査の実施状況
- ・地震、津波等の自然災害対策の取り組み状況
- ・他工事業者との情報交換の実施状況や協定の締結状況
- ・ガス供給をしていない埋設灯外内管の漏えい検査の実施状況
- ・保安教育の実施状況
- ・消費機器に関する周知及び調査
- ・床下等に敷設されている配管の点検状況

立入検査の結果、文書による改善指導事項は16件（表2参照）あった。これらの改善指導事項については、後日提出された改善報告書により改善状況を確認した。

表1 立入検査実施状況一覧

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一般ガス事業者	16	12	13	14
大口ガス事業者	0	0	0	0
ガス導管事業者	0	1	2	0
準用事業者	0	0	0	0

表2 平成28年度立入検査における指摘項目及び件数

項目	件数	番号	指摘された内容
I 技術基準の適合状況	2件	1	<p>整圧器室において、2方向以上の開口部又は機械的換気ができる構造となっていない。</p> <p>(1件) 技省令 第9条第1項</p>
		2	<p>導管の漏えい検査が、40月に1回を越えているものがある。</p> <p>(1件) 技省令 第51条第1項</p>
II 保安規程の遵守状況	14件	3	<p>工事管理課に属する「業務係」は保安組織系統に位置付けたうえで「保安係員」を置き、ガス工作物の工事、維持及び運用に関する業務を行うべきところ、保安規程第4条別表第2に記載がない。</p> <p>(1件) ガス事業法 第30条第2項</p>
		4	<p>保安管理組織は、社内組織名称と一致させた上で業務を行うべきところ、保安主任者の役職が、実態と合っていない。</p> <p>(2件) ガス事業法 第30条第2項</p>
		5	<p>以下については、毎年度、教育及び訓練計画を作成した上で実施されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保安に関する教育及び訓練 ・ガス漏えい及び導管事故等の処理に携わる職員に対する保安教育 ・他工事の現場に携わる巡回員及び立会員に対する教育 <p>(1件) 保安規程 第11条第1項、第12条、第31条</p>
		6	<p>「消防法令等火災予防に関する事項」を受講していない者がいる。</p> <p>(1件) 保安規程 第11条第2項第4号</p>
		7	<p>毎年作成する計画により教育を行うべきところ、受講者の記録がなく、確実に教育を行ったか確認できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防法令等火災予防に関する事項 ・ガス漏えい及び導管事故等処理要領に関する事項 ・ガス漏えい及び爆発事故の防止対策に関する消防機関との申し合わせに関する事項 ほか <p>(2件) 保安規程 第11条、第12条、第31条</p>
		8	<p>「ガス漏えい及び爆発事故の防止対策に関する消防機関との申し合わせに関する事項」について、消防機関との申し合わせがなく、保安教育が行われていない。</p> <p>(2件) 保安規程 第12条第2項第4号</p>
		9	<p>ガス漏えい及び導管事故等の処理に携わる職員において、保安教育を受けていない者がいる。</p> <p>(2件) 保安規程 第12条第1項、第2項</p>
		10	<p>温水式LNG気化器の検査について、年間の運転時間により「37箇月に1回以上」又は「25箇月に1回以上」行われていない。</p> <p>(1件) 保安規程 第14条第2項 別表第4</p>
		11	<p>保安規程に基づく球形ガスホルダーの運転操作要領において、緊急遮断装置の緊急停止操作方法が記載されておらず、運転操作が確立されていない。</p> <p>(1件) 保安規程 第19条第3項第二号</p>

		12	災害その他非常の場合の措置として、対策本部の場所が明確になっておらず、職員及び関連工事会社社員に周知徹底されていない。 (1件) 保安規程 第34条第3項
Ⅲ ガス主任技術者の選任状況並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務状況	0件		
Ⅳ 使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況	0件		
Ⅴ その他ガス事業法関係の保安に関する規定の遵守状況	0件		
計	16件		